

参考 用語の解説

用語	意味・解説	初出頁
千葉県住生活基本計画	住生活基本法に基づき、施策の基本的方針、全国的見地からの目標、目標達成のための基本的施策、政策評価の実施等を示した「全国計画」が平成18年9月に定められた。「千葉県住生活基本計画」はこの全国計画を踏まえた計画で、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を定めたもの。	1
千葉県高齢者保健福祉計画	平成24年3月に、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間として、老人福祉法第20条の9の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法第118条の規定による「介護保険事業支援計画」を一体的な計画として策定したもの。	1
輝け！ちば元気プラン	県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画。「基本構想編」と「実施計画編」で構成している。「基本構想編」では、10年後の千葉県の目指す姿と進むべき方向性を、基本目標を設けて具体的に明らかにし、「実施計画編」では、この基本目標を達成するため、平成22年度から平成24年度までの3年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理している。	2
住宅ストック	ある一時点における全ての住宅。	2
住宅セーフティネット	高齢者、障害者、外国人、一人親世帯など、様々な世帯が民間住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に、自力では対応困難な事態に直面することがあり、これに対応するために用意されている様々な仕組み。	2
最低居住面積水準	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。住生活基本計画（全国計画）で定められている。その面積（住戸専用面積・壁芯）は、以下の通り。 （1）単身者：25㎡ （2）2人以上の世帯：10㎡×世帯人数＋10㎡	8
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、食事の提供、介護又は日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や自らの選択によりニーズを満たそうとする高齢者の入居施設。	12
養護老人ホーム	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる施設。入所の要否は、市町村長が決定（措置）する。	12

用語	意味・解説	初出頁
軽費老人ホーム	<p>60歳以上の者（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で入所できる施設。</p> <p>入所者の生活相談、食事サービスの提供等及び緊急時の対応を行う。</p> <p>入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用する。</p> <p>軽費老人ホームには、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」と自炊が原則の「B型」、高齢者が車椅子生活となっても自立した生活を送れるよう配慮した「ケアハウス」がある。</p>	12
シルバーハウジング	<p>高齢者が自立して快適に過ごすことのできるような設備を備えた公営住宅のこと。住宅のバリアフリー化、ライフサポートアドバイザー（LSA：生活援助員）による入居者に対する安否の確認、生活相談・緊急時の対応・疾病時の一時的家事援助などの生活支援など、ハード・ソフトの両面から、適切な福祉サービスを受けられるよう配慮されている。</p>	12
高齢者向け優良賃貸住宅	<p>高齢者が安全に安心して居住できるように、バリアフリー化され、一定以上の住戸面積や設備等を有し、緊急時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅。高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、平成23年10月20日に認定制度が廃止された。</p>	12
サービス付き高齢者向け住宅	<p>高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅。</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により平成23年10月に創設された登録制度で、登録は、都道府県、政令市、中核市が行う。</p>	12
グループリビング	<p>ひとり暮らしのお年寄りや老夫婦などが、気のあった仲間と助け合いながら共同生活をする賃貸住宅。</p>	16
特別養護老人ホーム	<p>65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる重度要介護者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所する施設。</p> <p>施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。</p>	21
介護老人保健施設	<p>病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他日常生活上の世話等のサービスの提供を行う施設。</p>	21

用語	意味・解説	初出頁
介護療養型医療施設	療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護・医学的管理下の介護等の世話・機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設。	21
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居する要介護者等に、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスのこと。要介護者と配偶者（及び3親等以内の親族）のみ入居可能なものが「介護専用型特定施設」。要介護者等でない者も入居可能であり、入居後に要介護者等となった場合に介護サービスや介護予防サービスを受けられるものが「混合型特定施設」。	21
認知症高齢者グループホーム	共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者等が、小規模な生活の場（5人から9人までの共同居住形態）において、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従業者と共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症状の進行を穏やかにする。	21
千葉県福祉のまちづくり条例	高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする条例。	22
千葉県あんしん賃貸支援事業	住宅の確保に配慮を要する世帯が民間賃貸住宅への入居を希望する場合に、借主と貸主の双方の不安を取り除き、安心して賃貸借関係を構築できるよう支援する制度。	22
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。	23
小域福祉フォーラム	→「地域福祉フォーラム」	23
徘徊高齢者SOSネットワーク	徘徊高齢者の捜索・通報・保護や見守りに関し、関係者が連携を図る組織とシステム。 徘徊している認知症高齢者を少しでも早く発見し、家族や介護者のもとに戻れるように行政、警察署等の関係機関や地域の住民が協力して、それぞれの果たすべき役割を定めている。	23
中核地域生活支援センター	「千葉方式」の対象者横断的に取り組む手法を、生活支援・相談・権利擁護の面から実践する全国初のセンター。対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間・365日体制で応じるとともに、速やかに適切な機関への連絡・調整等の必要な活動を行っている。県内では現在、広域福祉圏ごとに1か所、合計13か所設置されている。	23

用語	意味・解説	初出頁
循環型地域医療連携システム	がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病、救急医療、災害時の医療、周産期医療、小児医療の4事業ごとに、各二次保健医療圏内の診療所や病院の具体的な役割分担を明らかにし、この役割分担を基に、患者を中心に置いて、かかりつけ段階、急性期、回復期等の段階に応じた医療機関の治療と保健・福祉サービスを地域で連動させる、患者にとって、最も使いやすく効果的であり、同時に医療機関にとっても効率的な医療提供体制。千葉県の保健医療に関する基本指針となる千葉県保健医療計画の中に位置付けている。	23
広域型特別養護老人ホーム	老人福祉法上の特別養護老人ホームであって、入所定員が30人以上である介護保険法上の介護老人福祉施設をいう。所在市町村以外の住民の入所が可能である。	25
地域密着型特別養護老人ホーム	老人福祉法上の特別養護老人ホームであって、入所定員が29人以下である介護保険法上の地域密着型介護老人福祉施設をいう。原則として、設置市町村の住民のみが入所可能である。	25
終身建物賃貸制度	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者が終身にわたり安心して賃貸住宅に住み続けられる仕組みとして、平成13年10月に制度化された。バリアフリー化された住宅を高齢者に終身にわたって賃貸する事業を行う場合、事業者はあらかじめ都道府県知事の認可を受けることで、賃借人が死亡するまで継続し、死亡した時終了する（相続を排除する）賃借人本人一代限りの賃貸借契約を結ぶことができる。	27
リバース・モーゲージ	持ち家を担保に融資を受けるシステムのこと（逆抵当融資方式）。老後の生活資金調達方法の一つで、持ち家の担保評価により貸付限度額を設定し、その限度額に達するまで毎月一定額を受け取ることができる。債務者が死亡した後に、担保となっていた不動産を売却して借入金を一括返済するという仕組み。	27
千葉県住まいづくり協議会	千葉県住生活基本計画の総合的かつ計画的な推進を目的として、公的機関と住宅関連事業者が相互に連携・協働を強化していくための場として、県、市町村、住宅金融支援機構、都市再生機構、住宅供給公社、および、県内建築3団体から構成する協議会。	28
ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、だれもが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。	28
住まい情報プラザ	県が、住宅に関する問合せに応えるため、千葉県住宅供給公社の総合案内所内に設置した住宅情報提供の窓口。「住まい情報プラザ」では、県営住宅や公的機関が募集する賃貸住宅に関する募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供のほか、住宅や宅地に関する相談などを無料で行っている。	28

用語	意味・解説	初出頁
千葉県福祉ふれあいプラザ	我孫子市に所在する県有施設であり、①介護予防に資する運動のための施設の提供や研修等の実施（介護予防トレーニングセンター）、②高齢者介護に関する実習、相談や、住宅改修及び福祉用具に関する相談等（介護実習センター）、③高齢者をはじめ県民にスポーツ、文化等に関する活動の機会の提供（ふれあいホール）を通じて、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。	28
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、市町村（地域包括支援センター）が整備する関係機関や民間団体との連携協力体制のこと。 ネットワークの機能として、厚生労働省は、民生委員、地域住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」及び行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の3種類を示している。	29
地域福祉フォーラム	地域住民が、これまで地域福祉を担ってきた民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の団体、NPO等の新たな地域福祉の担い手、更には就労、教育、防災、防犯をはじめとする福祉以外の各分野の人たちと協働して、地域における福祉等のあり方・取組み方を考えていく組織。地域福祉フォーラムは小域福祉圏（小学校又は中学校区）、基本福祉圏（市町村）、広域福祉圏（健康福祉センター圏域）の3層福祉圏域ごとに設置。	29
認知症サポーター	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受講することで、認知症サポーターになることができる。 平成24年1月末時点で、全国の認知症サポーター数は300万人を達成し、国では、平成26年度末までに400万人養成することを目標としている。	29
千葉県共用地域医療連携パス	千葉県医師会、関係医療機関等と千葉県が協働で作成し、全県共用型の例示モデルとして、平成21年4月から運用している地域医療連携パスのこと。がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病を対象に作成している。	29

用語	意味・解説	初出頁
千葉県地域生活連携シート	<p>居宅介護支援サービス等の利用者が医療機関に入院する際、又は医療機関や施設から退院・退所する際に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と当該医療機関・施設が、利用者本人又は家族等の同意を得た上で、要介護度や同居家族等の基本情報、かかりつけ医等の情報及び身体・生活機能等の情報を共有するための千葉県参考様式。</p> <p>なお、千葉県共用脳卒中地域医療連携パスの「介護シート（脳卒中患者の退院後（地域生活期）において、介護支援専門員が記入する様式）」としても運用されている。</p>	29
福祉避難所	<p>介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要援護者を収容し、適切な支援をしながら保護する目的で設置する施設。</p>	30